

改正概要説明書

国名： 英国

法令名： 意匠法

改正情報： 知的財産法 2014 年及び 2014 年命令書 2329 により改正，2014 年 10 月 1 日施行

改正概要：

1. 先使用権に関する改正

登録意匠の意匠登録出願日前に，登録意匠を善意で実施していた場合又は実施の準備をしていた場合には，実施又は実施の準備をしていた目的の範囲内で，継続して当該意匠を実施することができる旨の規定が設けられた(第 7B 条)。

2. ハーグ協定の加盟に伴う改正

英国のハーグ協定加盟に伴い，国務大臣がハーグ協定に対応するための規定を命令により定めることができる旨規定された(第 15ZA 条)。

3. 登録官の決定に対する不服申立の管轄に関する改正

登録官の決定に対する不服申立について，不服審判所(The Appeal Tribunal)の規定(第 28 条)が削除され，裁判所又は大法官の指名する者に対して不服申立をすることができる旨の規定が設けられた(第 27A 条)。

なお，本法において，登録官とは特許意匠商標長官をいう(第 44 条(1))。

4. 意匠についての意見に関する改正

登録意匠等についての意見を登録官に求めるための規定が新しく設けられた(第 28A 条)。登録官により提供された意見は，拘束力を有するものではないが(第 28A 条(4))，提供された意見に対して不服申立を行うことができるよう規定されている(第 28A 条(7))。

5. 罰則に関する改正

侵害行為の定義及び侵害行為に対する罰則の規定が新しく設けられた(第 35ZA 条)。また，侵害品について裁判所へ没収命令を求めるための申請手続に関する規定(第 35ZC 条，第 35ZD)，企業のパートナーが侵害行為を行った場合の当該企業又は他のパートナーへの罰則に関する規定も設けられている(第 35A 条)。

6. その他の改正

(1) 意匠の創作を有償で委託した場合に，当該委託者が意匠の原所有者とみなされる旨の規定が削除された(第 2 条(1A))。

(2) 登録意匠の登録証が付与された後，原則として，当該意匠に関して特許庁に保管されている全ての書類を閲覧することができる旨規定された(第 22 条(1)(b))。

(3) 手続及び書類の様式に関する規定が変更されている(第 3 条，第 31A 条，第 36 条)。

(4) 第 15ZA 条，第 28A 条の導入等に伴い，国務大臣の権限に関する規定(第 36 条，第 37 条)が変更されている。

(5) 登録官(特許庁)への電子的な書類提出又は送達に関して、登録官の権限に関する規定が新しく設けられた(第37A条)

改正内容：

・ **第2条 意匠の所有権**

(1A)が廃止された。

・ **第3条 登録出願**

(1)において、「所定の様式でしなければならず、かつ、所定の方式」が「所定の方法」に変更された。

(2)が廃止された。

・ **第7B条 先使用权**

先使用权に関する新設条文である。

・ **第15ZA条 ハーグ協定への加盟**

ハーグ協定に関する新設条文である。

・ **第19条 譲渡等の登録**

(3A)が廃止された。

・ **第22条 登録意匠及び関連書類の閲覧**

(1) (b)は新設項目である。

(5)-(7)は新設項目である。

・ **第24B条 善意の侵害者の免責**

(1)において、「利益計算の命令を出してはならない」が削除された。

・ **第27A条, 第27B条**

登録官の決定に対する不服申立に関する新設条文である。

・ **第28条**

廃止された。

・ **第28A条 意匠に関する意見**

登録官への意匠に関する意見の要求についての新設条文である。

・ **第31A条 様式の使用を要求する権限**

登録官の権限についての新設条文である。

・ **第35ZA条, 第35ZB条, 第35ZC条, 第35ZD条**

意匠権侵害に関する新設条文である。

・ **第35A条 法人又はパートナーシップによる違法行為：幹部又はパートナーの責任**
(3)-(7)は、パートナーシップによる違反行為についての新設項目である。

・ **第36条 規則等の制定に関する国務大臣の一般的権限**

(1A) (a)において、「意匠登録出願及び意匠に係る表示若しくは見本又は特許庁に提出することができるその他の書類に関し、その様式を定めること、並びに当該の表示、見本又は書類の写しを提出するよう要求すること」が、「特許庁に提出することができる意匠の表示若しくは見本又は他の書類の写しを提供するよう求めること」に変更された。

・ **第37条 規則、細則及び命令に関する規定**

(2)において、「第15条」が、「第15条又は第22条(6)」に変更された。

(3)において、「本法によって国務大臣又は不服審判所に与えられる規則制定権は、(行政当局が制定する)命令書により行使することができる。1946年命令集法を、不服審判所が制定した規則を含む命令書に、当該規則が国の大臣によって制定された規則である場合と同様にして、適用する。」が、「本法により国務大臣に付与された規則を定める権限、第15ZA条に基づいて命令を発令する権限及び第28A条に基づいて細則を定める権限は、命令書により行使できるものとする。」に変更された。

(4)において、「第28A条に基づく細則」が追加された。

(4A) (4B)は国務大臣の権限に関する新設項目である。

・ **第37A条 電子通信の使用**

電子通信に関する新設条文である。

・ **第44条 解釈**

(1)において、「不服審判所」が削除され、「電子通信」が新設された。